

## 自殺の背景調査の指針の改訂に向けた論点整理資料④

### ～調査結果の説明・公表、再発防止策について～

#### 1. 背景調査の指針における該当箇所の概要について

- 指針では、詳細調査における調査結果の公表については、報道機関等に対して公表する場合、遺族への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとる等公表する範囲について留意することとしている。
- また、調査結果について遺族に説明することとなっており、アンケート調査結果等得られた資料については、事前に決めていた取扱いの方針の通りに、取り扱うこととしている。
- 再発防止策については、自殺に至る過程や心理の検証で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われるが、それぞれの要因ごとに、子供の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、子供を直接対象とする自殺予防教育を含め当該地域・学校における子供の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から今後の改善策を可能な範囲でまとめることとしている。

## 2. 検討すべき論点について

(調査結果の公表・説明に係る個人情報保護法との整理等)

- 調査結果については、指針上、遺族に説明することとなっているが、その際、個人情報やプライバシーに関する留意が必要となる。
  
- 個人情報保護法に基づいて、聴取対象となる児童生徒やその保護者に対して、予め調査開始前に調査結果について遺族に説明する旨を説明し、了承を得た上で、詳細調査の調査報告書を取りまとめる等の方法を指針に記載することが必要ではないか。
  
- さらに、遺族の求めにより、詳細調査の調査報告書を公表する場合が考えられる。その際も、個人情報保護法等の関係法令に基づいた対応も必要となるが、望ましい公表のあり方についてどのように考えるか。  
なお、個人情報保護法に基づいた公表については、いじめの重大事態のガイドラインの関係箇所が参考になるのではないか。  
(別添資料3)
  
- また、自殺事案については、様々な要因が考えられるため、自殺の直接的な理由については不明となる場合もあり得る。その際の説明に関する留意事項や注意点等を記載する必要はないか。

## 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

### 《第10章のポイント》

- 改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第28条第2項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

### 《個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の関係する規定》

第2条、第16条、第17条、第18条、第27条、第60条、第61条、第62条、第69条、第70条

### 第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応

- 令和5年4月より、改正個人情報保護法が施行され、これまで別々の法令に基づいて各学校の設置者が取り扱っていた個人情報の取扱いは、個人情報保護法に一元化された。
- 重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応することが求められる。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う必要がある。
- なお、個人情報保護法では、地方公共団体等と国立大学法人及び学校法人等では適用される規定が異なり、地方公共団体等は個人情報保護法の第5章が適用される「行政機関等」に位置付けられ、国立大学法人及び学校法人等は第4章が適用される「個人情報取扱事業者」に位置付けられていることに留意が必要である。
- 具体的な対応の詳細については、以下のとおり個人情報保護委員会よりガイドラインが示されており、各学校の設置者及び学校においては一連の重大事態調査の対応を行うに当たっては、下記ガイドラインを参考として対応する。

<個人情報保護委員会ホームページ 法令・ガイドライン等>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

### 第2節 調査報告書の提示・提供について

- 「行政機関等」である地方公共団体等の場合、個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供について制限している。
- また、「個人情報取扱事業者」である国立大学法人、学校法人等の場合、個人情報保護法第18条第1項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされ、また、第27条第1項において、個人データを第三者に提供するに当たり、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされている。
- 法第28条第2項は、「重大事態調査を行ったときは、重大事態の事実関係等その他の必要な情報をいじめを受けた児童生徒及び保護者に提供する」よう求めており、同項に基づいて、調査報告書の内容を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行う必要がある。
- その際、地方公共団体等の場合は、プライバシー保護の観点から、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明において、調査結果の調査報告書への記載や対象児童生徒・保護者への説明について同意を得ておくことが望ましい。

- 国立大学法人及び学校法人等の場合は、まず個人情報の利用目的をできる限り特定する必要があり、原則として、関係児童生徒・保護者や学校関係者の同意なしに、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。さらに、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明等の場において、利用目的を通知又は公表し、かつ、当該関係児童生徒・保護者や学校関係者の個人情報が個人データに該当する場合には、対象児童生徒・保護者への調査結果の提供、説明についての同意を得ておくことが必要である（個人情報保護法第21条第1項、第27条第1項）。

### **第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係**

- 第9章第3節（2）で示すとおり調査報告書については、特段の支障がない限りは公表することが望ましいが、公表に当たっては、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応することが必要である。
- 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないとは判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。
- ただし、調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。
- 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。
- 公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。
- なお、学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。
- 公表に当たっては、個人情報保護法の提供に関する法律だけでなく、地方公共団体における情報公開条例等学校の設置者が保有する文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいて対応することも必要になる。